

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の
協定を改正する議定書の説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	改正議定書の成立経緯	一
2	改正議定書締結の意義	一
二	改正議定書の内容	一
三	改正議定書の実施のための国内措置	四

一 概説

1 改正議定書の成立経緯

平成十七年（二千五年）四月に効力を生じた経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定については、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定第五条3及び5の規定に基づく市場アクセスの改善に関する日本国とメキシコ合衆国との間の議定書が平成十九年（二千七年）四月に効力を生じたのに続き、平成二十年（二千八年）九月に開催された物品の貿易に関する小委員会以降、両国間で物品の貿易の更なる自由化及び円滑化を目指した改正交渉を行ってきた。その結果、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定を改正する議定書（以下「改正議定書」という。）案文について最終的合意をみるに至ったので、平成二十三年（二千十一年）九月二十二日にメキシコ市において、我が方方メキシコ目賀田大使と先方フェラーリ経済大臣との間でこの改正議定書の署名が行われた。

2 改正議定書締結の意義

この改正議定書の締結によって、我が国とメキシコ合衆国との間の貿易の自由化が一層促進され、ひいては両国関係全般が一層緊密化することが期待される。

二 改正議定書の内容

この改正議定書は、前文、本文六箇条及び末文並びに改正議定書の不可分の一部を成す付表から成っている。その概要は、次のとおりである。

- 1 両締約国は、改正議定書の不可分の一部を成す付表一及び付表二によって拘束される旨定めるものとし、付表一及び付表二は、協定第五条5の規定に基づき、それぞれ、協定附属書一第二節及び第三節の対応する規定に代わる旨定める。（第一条）
- 2 協定の目次を改める。（第二条）
- 3 協定第五条に、各締約国は、特定の産品に関する自国の実行最恵国税率が当該産品と同じ関税品目に分類される原産品について協定第五条1の規定に従って適用される税率より低い場合には、その低い税率を適用する旨の規定を加える。（第三条）
- 4 協定第五章を改め、原産地の証明の方法として認定輸出者による原産地申告制度を導入すること及び同制度の導入に伴い必要とな

る規定について定めるとともに、原産品であることの確認に関し輸出者等の回答期間を変更すること、確認のための質問書の送付方法等を合同委員会で採択する統一規則により定めること等について定める。(第四条)

これらの概要は、次のとおりである。

- (1) 現行協定で定める原産地証明書に加え、認定輸出者による原産地申告を原産地証明とする。(改正後の協定第三十九条)
- (2) 認定輸出者が原産地申告を作成することができるものとし、認定輸出者の認定、原産地申告の作成、原産地申告の有効期間等、原産地申告制度の導入に伴い必要となる規定を加える。(改正後の協定第三十九条のB及び第三十九条のC)
- (3) 輸入される産品が原産品であることに関し輸入締約国が行う確認への回答期間を変更する。例えば、輸出締約国の権限のある政府当局が要請された情報を提供する期間を「四箇月」から「六箇月」に、輸出締約国に所在する輸出者又は生産者が質問書に回答し及びその回答を送付するための期間を「三十日」から「四十五日」に、それぞれ変更する。(改正後の協定第四十四条)
- (4) 確認のための質問書の送付方法等については、合同委員会で採択する統一規則に定めるところによる。(改正後の協定第四十四条等)
- 5 改正議定書は、両締約国がそれぞれの国内法上の手続に従って承認するものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日の後三十日目の日に効力を生ずる旨定める。(第五条)
- 6 改正議定書は、日本語、スペイン語及び英語をひとしく正文とする旨定める。付表一は日本語及び英語により作成され、付表二はスペイン語及び英語により作成される旨定める。(第六条)
- 7 我が国の関税割当ての内容等に関し、協定附属書一第二節の従来の規定に代わる規定について定める。(付表一)
これらの概要は、次のとおりである。
 - (1) 我が国による関税割当ての概要
牛肉、豚肉、鶏肉、オレンジ、オレンジジュース及びアガベシロップの各品目につき、関税割当ての内容をそれぞれ次のとおりとする。
 - (イ) 牛肉(牛肉調製品を含む。)に関し、関税割当数量を八年目(二十十二年)の一万五百トンから毎年千五百トンずつ拡大し、

- 十一年目（二千十五年）及び十二年目（二千十六年）については一万五千トンとする。（なお、枠内税率は、現行協定から据置き（部位等に応じて七・六パーセントから三十四・六パーセントまで）とする。）
- (ロ) 豚肉（豚肉調製品を含む。）に関し、関税割当数量を八年目（二千十二年）については八万三千トン、九年目（二千十三年）については八万六千トン、十年目（二千十四年）から十二年目（二千十六年）については九万トンとする。（なお、枠内税率は、現行協定から据置き（従価税部分は二・二パーセントから四・三パーセントまで）とする。）
- (ハ) 鶏肉（鶏肉調製品を含む。）に関し、関税割当数量を八年目（二千十二年）の八千六百トンから毎年百トンずつ拡大し、十二年目（二千十六年）については九千トンとする。枠内税率は、平成二十二年度初めにおける実行最惠国税率から当該実行最惠国税率の四十パーセントを減じて得た税率（部位等に応じて三・六パーセントから十二・七パーセントまで）とする。
- (ニ) オレンジに関し、関税割当数量を八年目（二千十二年）から十二年目（二千十六年）までの各年についてそれぞれ四千百トンとする。枠内税率に関しては、六月一日から十一月三十日までの期間に適用される税率は、八年目（二千十二年）の七・四パーセントから毎年〇・六パーセントずつ削減し、十二年目（二千十六年）については五パーセントとする。また、十二月一日から五月三十一日までの期間に適用される税率は、八年目（二千十二年）の十四・八パーセントから毎年一・二パーセントずつ削減し、十二年目（二千十六年）については十パーセントとする。
- (ホ) オレンジジュースに関し、関税割当数量を総数量（濃縮換算）で八年目（二千十二年）の六千八百トンから毎年三百トンずつ拡大し、十二年目（二千十六年）については八千トンとする。枠内税率は、八年目（二千十二年）の九・五パーセントから十三・四パーセント又は一キログラムにつき十円三十四銭の従量税率のいずれか高い方までから段階的に削減し、十二年目（二千十六年）については五・三パーセントから七・四パーセント又は一キログラムにつき五円七十銭の従量税率のいずれか高い方までとする。
- (ヘ) アガベシロップ（りゅうぜつらんから作られる果糖水）について関税割当での設定を約束し、その割当数量は、八年目（十二年）の五十トンから毎年十トンずつ拡大し、十二年目（二千十六年）については九十トンとする。枠内税率は、二十五パーセント又は一キログラムにつき十二円五十銭の従量税率のいずれか高い方とする。

(2) 再協議品目の設定

(イ) パイナップル、デュラム小麦、小麦粉及びメスリン粉、小麦（ひき割り・ミール）、甘しや糖、化学的に純粋なしよ糖、かえで糖水、糖蜜の一部、砂糖菓子の一部（チューインガム等）、ココア粉の一部、パイナップルジュース並びに分蜜糖水について、二千十四年四月に再協議する。

(ロ) (1)の各品目に関する十二年目（二千十六年）の終了後の合計割当数量及び枠内税率について、十一年目（二千十五年）に協議する。

8 メキシコの関税の撤廃及び関税割当ての内容に関し、協定附属書一第三節の従来の規定に代わる規定について定める。（付表二）

これらの概要は、次のとおりである。

(1) メキシコによる関税撤廃の概要

一部の自動車部品、インクジェットプリンタ用紙及びみかんについて、二千十二年四月一日に関税を撤廃する。

(2) メキシコによる関税割当ての概要

りんご及び緑茶について関税割当ての設定を約束し、その割当数量は、八年目（二千十二年）から十二年目（二千十六年）までの各年についてそれぞれ五百トンとする。枠内税率は、輸入時の実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の五十パーセントを減じて得た税率とする。

三 改正議定書の実施のための国内措置

この改正議定書を実施するため、国内法の立法又は改正は必要としない。なお、この改正議定書を実施するための特別な予算措置は必要としない。